



「災害時における消防用水等の確保に関する協定」を締結

令和元年5月16日

宮城県南生コンクリート協同組合、構成市町（白石市、角田市、蔵王町、七ヶ宿町、大河原町、村田町、柴田町、川崎町、丸森町）、当組合が、災害時における消防用水等の確保に関する協定を締結しました。

この協定は、大規模火災や大雨等の災害が発生した場合に、コンクリートミキサー車を活用して消防用水や土のう等を作成する砂の運搬を行っていただくものであり、被害の拡大防止及び圏域内の住民の安全、安心と更なる防災能力の向上が図られます。

住宅用火災警報器の調査結果について

令和元年5月1日～5月31日まで仙南2市7町の住宅から無作為に抽出した約350世帯を調査しました。皆さまのご協力ありがとうございました。

調査結果は表のとおりで、当消防本部管内は未だ条例適合率が低い状況です。

住宅用火災警報器を設置していたことにより「被害を最小限に食い止めた」、「命だけは助かった」との報告が全国から多数寄せられています。

大切な生命、財産を守るためにも住宅用火災警報器を基準どおりに設置しましょう。既に設置されているご家庭では電池切れ等が無いが定期的に点検してください。

宝くじ助成金で煙体験ハウスを配備しました

当消防本部では、一般財団法人自治総合センターの宝くじ社会貢献広報事業の助成を受け、煙体験ハウスを配備しました。

煙体験ハウスは、テント内に人体に無害な煙を充満させることにより、火災時の煙の怖さを体験し、避難方法を習得する施設です。

各地域の自主防災訓練、市や町で行われる防災訓練のほか、各種イベント時において活用しています。

いつ起こるか分からない火災に備え、慌てずに適切な対応ができるよう、知識・技術を身につけましょう。



設置状況調査結果
(令和元年6月1日) 現在

	令和元年	
	設置率 ^{注1}	条例適合率 ^{注2}
全国	82.3%	67.9%
宮城県	91.4%	65.0%
仙 南	94.5%	52.7%

注1：寝室、台所、階段（2階以上に寝室がある場合）のうち1カ所以上に設置されている
注2：寝室、台所、階段（2階以上に寝室がある場合）全てに設置されている

住宅用火災警報器を設置しなければならない場所

**寝室 台所
階段**

（2階に寝室がある場合）



▶ 煙体験ハウス